

2024 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

December 2023

In brief

2023 年 12 月 14 日に自由民主党・公明党両党が 2024 年度(令和 6 年度)税制改正大綱(以下、2024 年度税制改正大綱)を公表しました。今後は、本大綱に基づく税制改正法案が通常国会での審議を経て、2024 年度税制改正の内容が確定することになります。

本ニュースレターでは、2024 年度税制改正大綱における改正内容のうち、企業オーナー及び富裕層に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更の可能性がある点をご留意ください。

In detail

1. 特例承継計画の提出期限の延長

法人版事業承継税制については、2018 年 1 月から 2027 年 12 月 31 日までの 10 年間の特例措置として、一定の非上場株式等について贈与税・相続税の納税猶予が認められていますが、2024 年 3 月末までに特例承継計画が提出されることが前提となっていました。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を 2026 年 3 月末まで 2 年間延長されることとなります。

一方で、法人版事業承継税制の特例措置の適用期限については、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与、相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、2027 年 12 月 31 日まで変わらず、今後とも延長を行わないと明記されています。

また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても 2026 年 3 月末まで 2 年間延長されることとなります。

2. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限の延長及び見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が 3 年間延長されます(2026 年 12 月 31 日まで)。

当該制度は、贈与を受けた人ごとに省エネ等住宅の場合には 1,000 万円まで、それ以外の住宅の場合には 500 万円までの住宅取得等資金の贈与について一定の要件を充足した場合に非課税となります。

主な要件について改正はありませんが、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる省エネ等住宅の要件のみ見直しが行われます。具体的には、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上(現行:断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級以上)であることとされます。省エネ等住宅のその他の要件である耐震等級や高齢者等配慮対策等級については現行と変わりません。

なお、2024年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、当該住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなされます。

- イ 2023年12月31日以前に建築確認を受けているもの
- ロ 2024年6月30日以前に建築されたもの

本改正は、2024年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る取得する贈与税について適用されます。

また、相続時精算課税制度の特例措置も同様に適用期限が3年間延長されます(2026年12月31日まで)。

3. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の見直し

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次に掲げる継続適用措置の適用対象に、公益社団法人及び公益財団法人が解散する場合又は公益認定の取消しの処分を受けた場合において、非課税承認を受けた財産等を公益信託の受託者に移転するときを加えるほか、所要の措置を講ずることになります。

- イ 公益法人等が解散する場合における非課税の継続適用措置
- ロ 公益社団法人及び公益財団法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税の継続適用措置

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
望月 文太

パートナー
小林 和也

パートナー
深田 かおり

パートナー
林 雄高

パートナー
山内 良

ディレクター
佐々木 真美

ディレクター
塩谷 洋子

ディレクター
平岡 祐樹

シニア マネージャー
仲林 健太郎

マネージャー
齋藤 大志

マネージャー
西尾 結

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.